

地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の措置を求める意見書

地方財政法附則第 33 条の 9 の規定に基づく年利 5 % 以上の旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金の繰上償還については、地方財政の早期健全化や自主的な行財政改革の推進を目的として平成 19 年度と平成 22 年度に実施され、本市では平成 19 年度から平成 24 年度の間には財政健全化計画に対する総務大臣及び財務大臣の承認を受け、地方債の繰上償還を行ったところである。

しかしながら、依然として現在の金利情勢に比べて高い利率で借り入れた地方債が存在し、地方公共団体の財政負担の抑制を阻害する要因となっている。

よって、国及び政府においては、地方分権及び地方創生の趣旨も踏まえ、地方財政を圧迫している高金利の公債費負担の軽減がなされるよう、下記の対策を加えた公的資金補償金免除繰上償還制度を速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 繰上償還の対象となる普通会計債及び公営企業債について、対象要件を緩和したうえで、利率 3 % 以上の地方債を対象とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 6 日

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	高市	早苗	殿

静岡県藤枝市議会
議長 植田 裕明